

豚疾病関連 中央家保情報 No.35 (H30-26)
平成31年3月25日

岐阜県で豚コレラが発生しました！！
(国内12例目)

岐阜県は、3月22日（金）、^{ぎふけんやまがたし}岐阜県山県市の農場（3,637頭飼養）から食欲不振の豚がいるとの報告を受け検査を実施したところ、3月23日、豚コレラの疑似患畜であることが確認されました。

当該農場は、11例目の農場の移動制限区域内に所在しており、3月5日以降、飼養豚の移動を行っていません。

生産者の皆様におかれましては、対岸の火事とは考えずに、危機意識を持って、発生防止対策に万全を期していただきますようお願いいたします。

(留意事項)

- 消毒等による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策
- 異常豚の早期発見・早期通報
別紙の特定症状のうち、1 から 3 のいずれかの異常豚が確認された場合には、直ちに通報をお願いします。
- 肉及び肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用
(70℃以上で30分又は80℃以上で3分以上の加熱処理)
- 野生動物との直接又は間接接触防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底
- と畜場等共同利用施設の利用時は、退場の際に車両のみならず、着衣や長靴等も入念に消毒してください(消毒液を容れたハンディスプレーなどを車内に常備しておくとう便利です)。

問合せ及び異常豚確認時の通報先；中央家畜保健衛生所
担当：藤岡・森田・久住呂
TEL：0957-25-1331（夜間・休日は転送電話で対応します）
Eメール s34510@pref.nagasaki.lg.jp

豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状

家畜の種類	症 状
豚及び いのしし	<p>1 耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。</p>
	<p>2 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭を飼育している場合にあつては、同一の畜舎内）において、<u>以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。</u></p> <p>ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退</p> <p>(2) 便秘、下痢</p> <p>(3) 結膜炎（目やに）</p> <p>(4) 歩行困難、後駆麻痺、けいれん</p> <p>(5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）</p> <p>(6) 流死産等の異常産の発生</p> <p>(7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔（鼻・口・肛門など）からの出血、血便</p>
	<p>3 同一の畜舎内において、<u>一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。</u></p> <p>ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>
	<p>4 血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（1つの畜房につき1頭を飼育している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/μl）又は好中球の核の左方移動が確認されること。</p> <p>ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>